

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

8月30日に行われた「寝屋川教育フォーラム」（主催：寝屋川市教育委員会）の講演の中で西川信廣教授（京都産業大学）が繰り返した「同和校」発言について民権連は9月21日、寝屋川市教育委員会に以下の申し入れを行いました。

<西川信廣講演について>

1、西川講演の問題点

- (1) 学校名をあげて「同和校」と説明している。学校を特定して「同和校」と公言することは、時代錯誤で差別や偏見を助長するもの。
- (2) 2002年に「法」が終了し、地区指定もなくなったにもかかわらず「同和校」と使用することは、地域に「同和地区」が今なお存在するものと認識していることを表している。「法」終了という事実を無視した違法行為であり看過できない。
- (3) 「陶化中学校出身者はね、自分の中学校出身者だとコンプレックスを持っていた」と平然という西川氏は、出身校にコンプレックスを持つという意味についてどう考えているのか。
- (4) 「先生ご存知ですね。同和校や」という発言は、特定の学校を「同和校」と教員の常識であるかのような発言は、参加している教員を自分の同類と見なす侮辱的な発言である。
- (5) 「同和校」に巨額の予算を投じ、一般校のおんぼろ校舎を放置して統合をせまるという手法を得々と説明している。
 - ①行政施策のダシに「同和」を使うのは、まさに当局による部落差別そのものである。
 - ②国民の「法もとの平等」を保障しないのは憲法違反である。
- (5) 強引な統廃合に対する市民の批判を「同和校と一般校引っ付ける」ことに反対したかのように市民を差別者と描いている。「そんなに反対しやはるんやったらそのまま置いとく」という差別行政こそ市民は反対しているのではないか。

京都市教育委員会は「同和校と一般校引っ付ける」ことを目的として統廃合をしたのか。部落問題の解決と学校統廃合を連動した施策が今日の日本で行われているとは信じがたいが、西川氏の説明の通りだとすれば京都市教育委員会に照会する必要が出てくる。

2、寝屋川市教育委員会の問題点

- (1) 「同和校」が存在することを前提とした講演である。一部不適切な言葉の使用があっただけという単純な問題ではない。

(2) このような部落問題について問題のある認識を持つ講師を「教育フォーラム」の講師にした教育委員会の責任は重大である。

(3) 責任を明らかにした上で、教職員・市民に対して、西川氏の講演内容の誤りを周知させなければならない。

(4) 「法」は終了し、現在、特別対策はなくなり「同和校」は存在しない。もちろん（「同和地区」は存在しない）。府教委も当然そう説明している。寝屋川市教育委員会も明確にこのことを市民・教職員に周知すべきである。

(5) 寝屋川市においてはかつて市議会に設置された同和対策特別委員会が1997年1月に全会派一致して「同和対策の早期終結と一般対策への移行」を決議するなど、市民の意見をふまえて特別対策を終わらせて来た歴史がある。

今回の講演内容は、寝屋川市民のこうしたとりくみを否定するものであり、許しがたい。

3、講演で西川氏の紹介として「中央教育審議会小中一貫教育部会委員」が示されていた。西川氏の釈明次第で、「同和校」という認識が文科省の認識なのかどうか、文科省に照会する必要がある。

「部落差別永久化法案反対する」学習会開く

10月2日（日）大東市民会館で「部落問題永久化法案反対」市民学習会が開かれました。日本共産党 清水忠史衆議院議員は、法案の内容、提出の背景と狙い、人権連、民権連の役割と理事会でのたたかい、法案審議で明らかになったこと、提出理由を論破する、現在の状況等について詳しく説明しました。なかでも、立法事実はない—提出理由を論破するでは、「インターネットの書き込みが増えているとした問題について、プロバイダ規制法など他の法律で対応は可能」「同和問題は、法律で規制する問題でなく、またできるものでもない。社会的運動と市民的議論によって克服されていくべきもの」と強調しました。

千秋昌弘元市会議員は、大東市での同和行政終結の取り組み、大東市違法公金支出返還訴訟、最高裁で勝利判決を勝ち取った経緯を紹介しながら、「市民が克服し築いてきた市民



同士の、自由な交流、自由な意見交換、民主主義、信頼関係をもとの状態に戻してはならない」と強調しました。谷口正暁民権連委員長は、「法」終了から14年余の大阪での変化を紹介し、「解同利権」の復活を狙う「法案」を阻止しようと呼びかけました。

10月10日（月）大阪市浪速区民センターで「部落差別永久化法案」反対学習会が開かれました。清水忠史衆議院議員の国会報告の後、自由法曹団大阪支部の井上洋子弁護士が講演。法案に反対する理由について、法が必要なほどの社会状況

にはないとして、①同和施策はすでに行われて終結している、②インターネットによる差別的書き込みは「部落」に関しては増加していない。差別書き込みは、法一般による対応、削除要求、対抗する言論での対処、国民の声と運動での対処など、個々に対応すべきもの、③地域住民の反対の声をあげ、法案は同和問題に関して侵された過去の誤りを再現する危険を以下の5点にわたって指摘しました。その①＝定義規定が存在しない、その②＝同和地区、同和地区出身者を特定する過程こそが差別的取扱い、その③＝「部落差別の実態に係る調査」（法案6条）はプライバシーの侵害、その④＝一般地域との差がなくなっている今、特別施策は「不公平感」を産む。そして施策対象者・地域とそうでない人・地域とを分断する、その⑤＝過去の誤り、誤りの源は、同和地区、同和地区出身者の特定の困難さ。行政が積極的に同和地区、同和地区出身者と認定することができないゆえに、その認定を民間運動団体にまかせた。その結果、行政との窓口を一本化したことによる不公平、行政と民間運動団体との癒着による不公正で乱脈な同和行政、民間運動団体による差別糾弾路線に歯止めをかけられなかったことを指摘。過去の誤りの源となった同和地区、同和地区出身者の特定の困難さは、現在も抱える問題であり、誤りの再生を侵すことを強調しました。

谷口正暁民権連委員長は、無法・暴力・利権の全国的震源地・大阪市、乱脈同和のデパートと言われた大阪市を告発するとともに、市民の世論と運動の力で大阪市の乱脈・同和行政を是正させてきたこと、部落問題の解決とは、「同じ市民として普通に暮らせることであり、私たちの運動はその時代を切り拓いてきた」と語りました。会場から出された、今年3月に検定済みの高校「現代社会」「政治経済」の教科書には「同対審答申」時代（半世紀遅れ）のものがいっぱい見られるという発言には驚きの声が上がりました。

<東大阪市への要求書>

東大阪市長 野田 義和様

2016年10月3日

東大阪同和行政終結めざす会

要 求 書

2002年3月末をもって特別立法である「地対財特法」は失効しました。「同和行政」は法律的に終了したのです。しかし、今日に至っても完全終結にはなっておらず、その終結は喫緊の課題です。私たちは、部落問題の完全解決のため下記のことを要求します。早急に検討され誠意ある回答を求めます。

記

- 1、荒本において、市施設における運動団体の事務所をただちに撤去すること。
- 2、長瀬・荒本診療所への貸付金返還をただちに求めること。
- 3、長瀬・荒本野球場の使用を完全一般開放すること。
- 4、長瀬・荒本市営住宅の公募にあたって、他の市営住宅と同じ基準で公開選考を行うこと。

5、長瀬・荒本市営住宅の建て替えにあたって、適正戸数の精査と将来の需要の変化に対する検討を行うこと。

<箕面市への要求書>

箕面市長 倉田 哲郎様

2016年10月

民主主義と人権を守る府民連合

箕面支部長 工藤 一郎

同和行政の完全終結と市民施策の充実を求める要求書

日頃の市民施策の充実と住みよい箕面にするため日々ご奮闘いただいていることに敬意を表します。以下2016年度の要求書を提出いたします。誠意ある回答と対応をお願いいたします。

- 1、「同和行政」の終結宣言をおこなうこと。
- 2、箕面市人権協会を撤廃すること。
- 3、「同和地区」に対する問合わせ事象への対応について（対応マニュアル）を撤廃すること。
- 4、「部落差別の解消の推進に関する法律案」（5月19日衆議院提出）の廃案を強く国へ求めること。
- 5、桜ヶ丘まちづくり構想（残事業）の進捗状況を示すこと。
- 6、市営住宅の空家入居及び修繕など敏速な対応をすること。
- 7、とどろぶち公園の改修計画を公表すること。



【講演会・学習会のご案内】

「11. 3九条の会・おおさか 講演会」

—ストップ改憲！ゆるすな戦争法！— 参加協力券 500円

日時 2016年11月3日（土）13:00開会

場所 ドーンセンター7Fホール

内容 講演：「九条の会 新しいステップへ」

小森 陽一（全国九条の会事務局長）

<主催 九条の会・おおさか（06 6365 9005）>

「輝け子どもたち ねやがわ教育のつどい2016」

—小中一貫教育を考える— 参加費無料

日時 2016年11月13日（日）13時30分～

場所 寝屋川市職員会館 3階

講演 「小中一貫教育を考える」 山本 由美（和光大学）

報告 「小中学校の現場から」（現場教職員）

<連絡先 寝屋川市教職員組合（072 828 4730）>